

商品概要説明書

「まめでがんす定期積金」

掛込間隔選択型定期積金＜定額式＞

(平成25年4月1日現在)

商品名	・掛込間隔選択型定期積金＜定額式＞ 愛称：まめでがんす定期積金
ご利用いただける方	・ふれあい倶楽部「まめでがんす」会員の方 (JA広島市の組合員で、かつJA広島市で公的年金を受け取られている方) ※公的年金には、厚生年金基金も含まれます。
期間	2年以上5年以内(24ヶ月以上60ヶ月以内)
満期給付額	12万円以上
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・2ヶ月ごとに年金振込指定口座から自動振替いたします。 ※年金振込月を引落月とさせていただきます。 ※証書式のみのお取り扱いといたします。 ・1回あたり10,000円以上 ・1,000円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・店頭表示金利 + 0.05% ※店頭表示金利については、店頭およびJA広島市のホームページにてご確認ください。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利(約定利回り)は店頭のおよびJA広島市のホームページにてご確認ください。
手数料	—
付加できる特約事項	
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または金融管理部事務集中課(電話：082-831-5920)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、広島県農業協同組合中央会が設置・運営する広島県JAバンク相談所(電話：082-545-1601)でも、苦情等を受け付けております。

	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：082-225-1600）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記当JA金融管理部事務集中課または広島県JAバンク相談所にお申し出ください。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ日時点で、ふれあい倶楽部「まめでがんす」会員資格要件（JA広島市の組合員で、かつJA広島市で公的年金を受け取られている方）を満たされていない場合は、ご利用いただけません。 ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
<p>「ひろしまるぼいんとカード」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ポイント対象です。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA広島市